

商 品 名 《愛 称》	定期積金 《職域サポート定期積金》	
販 売 対 象	○ 当組合との「職域サポート契約先」である勤務先の代表者、役員、従業員の方 *年間を通じて勤務しているパートやアルバイトも含まれます。	
契約期間・金額	○ 3年以上5年以内	
預入方法	預入方法	○ 定額式：毎月一定額のお預入れとなります。
	預入金額	○ 10,000円以上
	預入単位	○ 100円
払 戻 方 法	○ 満期日以後に一括して給付契約金を払戻しします。	
利息(給付補填金)	適用金利	○ 約定年利回り 0.20% ○ 固定金利：契約時の証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
	給付補填金支払頻度	○ 給付補填金は、満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	○ 給付補填金は、計算単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算して支払います。
税 金	○ お利息に相当する給付補填金には、税金がかかります。 平成25年1月1日から平成49年12月31日までに受取られる給付補填金には、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。なお、マル優はご利用できません。	
手 数 料	—	
付加できる特約事項	○ 普通預金、当座預金からの自動振替によるお預入れができます。	
中途解約時の取扱い	○ 満期日前に解約する場合は、次の初回払込日から解約日の前日までの期間に応じた期限前解約利率（小数点第4位以下切捨て）により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。（この場合の付利単位は、100円）	
	初回払込日から解約日の前日までの期間	期限前解約利率
	初回払込日から1年未満	解約日における店頭表示の普通預金利率
	初回払込日から1年以上	約定年利回り×60% <sup>(※)</sup>
※ 計算後の利率が、解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。		
金利情報の入手方法	○ 金利は店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。	
預金保険について	○ <b>預金保険制度の付保対象預金です。</b> ○ 預金保険によって、元本1,000万円まで（当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計します。）とその利息が保護の対象となります。なお、1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。	

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある「営業店」または「お客様相談室」をご利用ください。</p> <p style="text-align: center;"><b>【協栄信用組合（総務部）「お客様相談室」】</b></p> <p>電話番号：0120-66-1534      受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日及び信用組合の休業日は除く）      受付時間：9時00分～17時00分</p> <p>なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。      ホームページアドレス <a href="http://www.kyoei-shinkumi.jp/">http://www.kyoei-shinkumi.jp/</a></p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p><b>新潟県弁護士会示談あっせんセンター（電話：025-222-5533）</b>      東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）      第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）      第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の当組合（総務部）「お客様相談室」、又は下記の「新潟県信用組合協会」、「しんくみ相談所」にお申し出ください。</p> <p>なお、仲裁センター等は東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>① 移管調停： 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。      ② 現地調停： 東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士事務所と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <table border="1" data-bbox="329 1251 1262 1503"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>新潟県信用組合協会</th> <th>しんくみ相談所 【一般社団法人全国信用組合中央協会】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住 所</td> <td>〒950-0088 新潟市中央区万代 1-1-28</td> <td>〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>025-247-7433</td> <td>03-3567-2456</td> </tr> <tr> <td>受付日</td> <td colspan="2">月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日及び信用組合の休業日は除く）</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td colspan="2">9時00分～17時00分</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	新潟県信用組合協会	しんくみ相談所 【一般社団法人全国信用組合中央協会】	住 所	〒950-0088 新潟市中央区万代 1-1-28	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5	電話番号	025-247-7433	03-3567-2456	受付日	月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日及び信用組合の休業日は除く）		受付時間	9時00分～17時00分	
	名 称	新潟県信用組合協会	しんくみ相談所 【一般社団法人全国信用組合中央協会】													
住 所	〒950-0088 新潟市中央区万代 1-1-28	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5														
電話番号	025-247-7433	03-3567-2456														
受付日	月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日及び信用組合の休業日は除く）															
受付時間	9時00分～17時00分															
<p>その他参考 となる事項</p>	<p>○ 毎月の掛金が払込日前に払込まれた場合は、先払割引金を証書記載の約定年利回りに準じて満期日以降に支払います。</p> <p>○ 毎月の掛金払込が遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</p> <p>○ 満期日以後に解約する場合は、給付契約金に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における店頭表示の普通預金利率による利息を支払います。</p>															